

流域下水道事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

下水道法（昭和33年法律第79号）第31条の2第2項の規定に基づき、令和元年度において県の行う流域下水道事業に要する経費について、関係市町が負担すべき金額を次のとおり定めます。

1. 市町が負担する部分

県が行う流域下水道事業に要する費用から国費を除いた額の2分の1

事業費	国費	1/2 県(起債)	1/2 市町負担金
			A市 B市 C町

関係市町の負担割合は計画汚水量をベースに各処理区の構成市町からなる下水道推進連絡協議会で協議、決定している。

2. 負担すべき金額

○湖南中部処理区

市町名	負担金額(円)
大津市	49,204,159
近江八幡市	33,810,457
草津市	55,170,710
守山市	36,117,523
栗東市	34,566,220
甲賀市	40,055,447
野洲市	33,890,012
湖南市	33,293,356
東近江市	61,097,485
日野町	9,387,375
竜王町	11,177,339
計	397,770,083

○湖西処理区

市町名	負担金額(円)
大津市	215,042,416

○東北部処理区

市町名	負担金額(円)
彦根市	149,196,734
長浜市	165,955,818
東近江市	26,024,271
米原市	45,917,168
愛荘町	35,743,632
豊郷町	9,719,361
甲良町	10,809,383
多賀町	10,809,383
計	454,175,750

○湖南中部処理区 (守山栗東雨水幹線)

市町名	負担金額(円)
守山市	60,724,615
栗東市	55,383,635
計	116,108,250

○高島処理区

市町名	負担金額(円)
高島市	215,921,000

4処理区合計 1,399,017,499 円

3. 根拠法

下水道法
(市町村の負担金)
第31条の2 第3条第2項又は第25条の10第1項の規定により公共下水道又は流域下水道を管理する都道府県は、当該公共下水道又は流域下水道により利益を受ける市町村に対し、その利益を受ける限度において、その設置、改築、修繕、維持その他の管理に要する費用の全部又は一部を負担させることができる。

2 前項の費用について、同項の規定により市町村が負担すべき金額は、当該市町村の意見を聞いたうえ、当該都道府県の議会の議決を経て定めなければならない。

**流域下水道事業に要する経費について関係市町が負担すべき
金額を定めることにつき議決を求めることについて**

下水道法（昭和33年法律第79号）第31条の2第2項の規定に基づき、令和元年度において県の行う流域下水道事業に要する経費について、関係市町が負担すべき金額を次のとおり定めます。

関係市町名	負担すべき金額(円)		
	既決額	増減額	計
大津市	276,262,615	△ 12,016,040	264,246,575
彦根市	151,074,960	△ 1,878,226	149,196,734
長浜市	168,045,024	△ 2,089,206	165,955,818
近江八幡市	38,148,439	△ 4,337,982	33,810,457
草津市	62,249,276	△ 7,078,566	55,170,710
守山市	107,667,527	△ 10,825,389	96,842,138
栗東市	100,031,650	△ 10,081,795	89,949,855
甲賀市	45,194,681	△ 5,139,234	40,055,447
野洲市	38,238,201	△ 4,348,189	33,890,012
湖南市	37,564,993	△ 4,271,637	33,293,356
高島市	228,061,250	△ 12,140,250	215,921,000
東近江市	95,288,362	△ 8,166,606	87,121,756
米原市	46,495,216	△ 578,048	45,917,168
日野町	10,591,802	△ 1,204,427	9,387,375
竜王町	12,611,426	△ 1,434,087	11,177,339
愛荘町	36,193,605	△ 449,973	35,743,632
豊郷町	9,841,718	△ 122,357	9,719,361
甲良町	10,945,461	△ 136,078	10,809,383
多賀町	10,945,461	△ 136,078	10,809,383
計	1,485,451,667	△ 86,434,168	1,399,017,499

ただし、関係市町の事業費に増減があった場合においては、知事は、その増減の額に応じて負担すべき金額を変更することができる。